

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権）株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第九条第七号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第五条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（七）略</p>	<p>（許可申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第九条第七号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所</p> <p>二（略）</p> <p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第五条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一（七）略</p>

八 別紙様式第五号により作成した親会社（当該業者にならうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受けようとする者の総株主等の議決権の二分の一以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の株主又は社員の名簿

九 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法第三十三条第二項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

十、十一（略）

八 別紙様式第五号により作成した親会社（当該業者にならうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受けようとする者の発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。）の株主又は社員の名簿

九 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

十、十一（略）

別紙様式第1号(第1条・第7条関係)

(第7面)

12. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する議決権の数		住 所
	個	割合 %	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、第3条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 主要株主を含めて保有する議決権の数の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。
3. 「割合」とは、保有する議決権の数の第3条第1号に規定する総株主等の議決権に対する百分比をいう。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

別紙様式第1号(第1条・第7条関係)

(第7面)

12. 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額		住 所
	千株(又は口)百万円	割合 %	

(記載上の注意)

1. 「主要株主」とは、省令第3条第1号に規定する主要株主をいう。
2. 主要株主を含めて保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。
3. 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

別紙様式第5号(第4条第8号関係)

親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号	-----	
(ふりがな) 代表者氏名	-----	
住 所		
(A)総株主等の議決権の数	個	
氏名又は名称	(B) 保有する議決権の数	割合(B/A)
	個	%

(記載上の注意)

1. 保有する議決権の数の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
2. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。
3. 「総株主等の議決権」とは、第3条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

別紙様式第5号(第4条第8号関係)

親会社の株主又は社員の名簿

(ふりがな) 商号	-----	
(ふりがな) 代表者氏名	-----	
住 所		
(A)発行済株式の総数及び 資本の額又は出資の総額	千株(又は口) 百万円	
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数 又は出資の金額	割合(B/A)
	千株(又は口) 百万円	%

(記載上の注意)

1. 保有する株式の数又は出資の金額の多い順序に従い5名(法人を含む。)について記載すること。
2. 親会社のないもの及び人的、資金的な面からみて親会社とならない場合は、記載を省略することができる。